

(弔 問)

第8条 他界の場合は、班長又は組長が、会長又は総務部長に連絡し、当該組で各世帯に通知するものとする。

会長（又は副会長）は、会を代表し、弔問を行うものとする。

(その他)

第9条 贈呈を受けた会員は、一切のお返しをしないものとする。

附 則

- 1 この細則は平成12年4月1日より施行する。
- 2 この細則の適用期間は、施行日より起算し、1年間とする。
- 3 平成16年4月11日 一部改定。